

随意契約理由書

1 案件名称

ヘリコプター通話装置付き航空用ヘルメットほか 17 点 買入

2 契約の相手方

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社

3 随意契約理由

本案件については、ヘリコプター「おおさか」「なにわ」の補修用機体部品の買入である。航空機の機体部品はそれぞれの製造会社の正規部品でないと修理は不可能であり、かつ、航空法に基づく耐空検査及び修理改造検査に合格しない。

当局の保有するヘリコプターは、仏国エアバス・ヘリコプターズ社製であり、補修用機体部品の販売について、エアバス・ヘリコプターズ社は、エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社を本邦における唯一の販売代理店と指定している。

よって、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（航空隊）（電話番号 072-992-4900）

随意契約理由書

1 案件名称

消防局庁舎コンパクト形空気調和機修理

2 契約の相手方

クボタ空調株式会社

3 随意契約理由

本修理は消防局庁舎に設置しているコンパクト形空気調和機の修理を行うものである。

当該空気調和機は、製造会社が独自に設計、製造したものであり、また自社専用の部品等で構成されているため、本修理を行うためには、製品の構造、分解及び組立手順、調整方法等の独自の知識や技術、専用部品が必要となる。

上記事業者は製造会社であることから、修理を行うために必要な独自の知識や技術、専用部品を保有している唯一の事業者である。また、製造物責任の所在を明確にし、修理後の責任と性能保証を持たせる必要がある。

よって、上記事業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電話番号 06-4393-6166）

随意契約理由書

1 案件名称

小型タンク車 (ST260) ポンプドレンコック損傷部位ほか修繕

2 契約の相手方

株式会社 WERM

3 随意契約理由

今回修繕を実施する小型タンク車は、消防活動上、市民の生命、身体及び財産を保護するうえで重要な役割を担っているため、緊急に対応し、運用休止を極力少なくする必要があります。

当該修繕は、ポンプ装置のドレンコックほか損傷部位の修繕を行うものである。

当該小型タンク車は、株式会社ベルリング製であり、車両ぎ装全般について独自の技術で設計・製作されており、修繕には、製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記業者は、製造会社からぎ装整備業務などメンテナンス業務の一切を移管された唯一の業者である。

よって、本契約は上記業者以外では本修繕を履行することができないため、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課 (機械器具開発) (電話番号 06-4393-6189)

随意契約理由書

1 案件名称

消防艇「ゆうなぎ」マスト修繕

2 契約の相手方

株式会社南進造船所

3 随意契約理由

消防艇「ゆうなぎ」は、河川及び海域での火災や救助事案などの消防活動において市民の生命、身体及び財産を保護する上で重要な役割を果たしており、運用休止期間を極力少なくする必要がある。

当該修繕は、災害現場への航行中にマストを橋桁に接触させ、航行に必要な灯火等が損傷し航行できない状態であるため、緊急に修繕を要する必要がある。

上記業者は、今回の修繕に当たり緊急に対応することが可能であるため、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6189）